

第 8 次水質総量規制基準の設定方法に対する意見募集開始



The Knights

環境省では東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、水質汚濁を防止し、当該海域の水質環境基準を確保するため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく第 7 次総量削減基本方針により、化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりんに係る汚濁負荷の総量削減に取り組んでいるところです。

次期総量削減基本方針の策定に向けて、平成 27 年 12 月 7 日付けで中央環境審議会から環境大臣に対して「第 8 次水質総量削減の在り方について（答申）」がなされた後、平成 27 年 12 月 17 日付けで「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について（諮問）」が中央環境審議会にて諮問され、その後平成 28 年 2 月より、中央環境審議会水環境部会総量規制基準専門委員会（以下「専門委員会」という。）において検討が行われています。

今般、平成 28 年 3 月 22 日に開催された専門委員会（第 3 回）において、本諮問に対する専門委員会報告案がとりまとめられ、意見募集（パブリックコメント）が実施されました。同委員会では、得られた意見を考慮し、報告案を最終的にとりまとめる予定となっています。

概要としては

- ①時期区分：第 7 次における区分を継続
- ②業種等の区分：第 7 次における区分を継続
- ③水域区分：東京湾及び伊勢湾、大阪湾、大阪湾を除く瀬戸内海の 3 区分に変更
- ④C 値（業種ごとの基準値）：まず見直し検討を行う業種の区分を抽出し、その後、使用原材料、処理工程、排水処理方式、負荷量排出実績等を元に、水質の評価に加え、排出負荷量として遵守可能かという観点から検討

となっております。

当社では、水質総量規制項目である COD、窒素、りんを始め、BOD 等生活環境項目の分析について多くの実績と経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 平成 28 年 3 月 25 日付 環境省 報道発表資料

環境検査箇所 清水圭介

水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP（水道水質検査優良試験所規範）の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関（日本水道協会）から認められました。